

平成27年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月12日（木曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第11号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第12号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第13号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第14号 御宿町保育所の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第15号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第16号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君 教育長 浅野祥雄君

総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主査	古畑貴子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午後 2時00分）

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第11号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、議案第11号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、添付させていただきました資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、資料の1ページ、人事院勧告ですが、昨年8月7日に人事院勧告があり、勧告内容は大きい1番の民間給与との格差等に基づく給与改定と、2番の給与制度の総合的見直しでございました。

また、資料1ページの下段から2ページにかけての千葉県人事委員会勧告が昨年10月10日にございまして、内容は1番の本年度の給与改定、また2番として給与制度の総合的見直しでございました。

資料の3ページをご覧くださいと思います。

町におきましては、この人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして、1番の本年度の給与改定につきましては、11月の臨時会議でご議決いただき、既に実施しております。

今回ご提案いたしますのは、11月臨時議会でもご説明いたしましたが、2番の給与制度の総合的見直しについて、千葉県人事委員会勧告に基づき、県と同様に見直すものでございます。

また、資料4ページの一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正ですが、同じく千葉県人事委員会の勧告に基づき、県と同様に弁護士資格や医師資格等の高度な専門資格を持つ特定任期付職員の給与についても給与制度を総合的に見直すこととし、給料月額を改定するものですが、これについては町において現在該当者はございません。

具体的な内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

1ページは第1条関係といたしまして、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について改正しております。

まず、第17条の改正につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出について、従来は給料の月額に12を乗じた額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので割った額といたしておりましたが、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、祝日法による休日及び年末年始の勤務時間などを差し引いた値で割ることが労働基準法の趣旨を踏まえ適切であり、県でも改正されていることから、今回このように改正を行うものです。

なお、この改正により割る分母が少なくなるため、勤務時間1時間当たりの給与額が増額となり、職員の時間外勤務手当、これに反映されるということで、年によって国民の祝日が変わりますが、27年度については19日増加となるということで、時間外が1時間当たりの支給額が、おおむね試算によりますと7.8%程度上がるという結果となります。

第21条の3の改正については、従来の管理職員特別勤務手当に加えまして、災害等への対処、その他臨時または緊急の必要により、平日の深夜午前0時から午前5時までの間勤務した場合、勤務1回につき7級職については6,000円、6級職については5,000円を支給するものでございます。

なお、この条文中「及び保育所に所属する5級職」の部分を削っておりますが、以前からご指摘がございました保育所長を5級職から6級職へ位置づけるものでございます。

2ページの中段の附則の改正につきましては、当分の間、行政職7級相当以上の55歳を超える職員における給与等を1.5%減額して支給する措置を実施する予定でございましたが、平成

30年3月31日をもって廃止するというものでございます。これは、今回の給与制度の総合的見直しに伴い、高齢職員の給与の大幅な引き下げを実施することにより減額することが必要になったという点と、後ほど説明いたしますが、現給保障を平成30年3月31日まで行うため、その間は実施、それ以降は廃止するというものでございます。

3 ページ目の別表第1の行政職給料表の改正については、千葉県人事委員会の勧告に基づき、また地方公務員法の規定の趣旨を踏まえ、県と同様に給与制度の総合的見直しを行うこととし、給料表について見直すことといたします。

なお、給料表の切りかえに伴う経過措置として、平成27年3月31日に受けていた給料月額が平成27年4月1日に受ける給料月額に達しない場合は、現給保障を3カ年間実施いたします。ちなみに、現給保障に該当する職員は高齢の職員が中心ですが、22名が該当いたします。

8 ページ目は第2条関係として、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についての改正をしており、千葉県人事委員会の勧告に基づき、また地方公務員法の規定の趣旨を踏まえて、県と同様に給与制度を総合的に見直すこととし、給料月額について改定いたします。

最後に附則につきましては、施行期日を平成27年4月1日としております。

また、第2条2項については、平成27年3月31日以降に復職時調整された職員等について、第2条1項に規定する現給保障を行います。

第2条3項については、ほかの自治体、例えば県職員や保育職員が御宿町に異動した場合、第2条1項に規定する現給保障を行うという規定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 一般職の給与の改定ということで、賛成の形で質問していきたいと思っております。これは総務委員会等で了解した話で、異議がないということをもとに最初に申し上げておきます。

それと、2点ほど違いますけれども、まずそういう中で保育士ですね。5等級だったと、5等級どまりだったと。これが6等級までという、なぜ6等級なのか。これ一表しかないですよ。そういう中で7等級まで、それはよしあし、任命権者の起用の関係は町長の権限ですから。それで7等級まで上がる権利はあるんですよ。能力とか、いろいろな問題でそれは別としても、7等級まで一般、御宿の役場の職員は上がる権利は持っているけれども、上げる、上げな

いは町長の判断ということで、なぜ6等級どまりなのかと。1等級上げる形はとっていただけましたけれども、保健師も6等級だったと、ずっと前から。その差があったわけですよね。何で6等級どまりなのかと、その根拠を示してください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） この等級の扱いについては、今まで5等級でございまして、議員からもご指摘をいただいていたところでございます。また、夷隅郡市内の市・町においても、保育所の所長は現在6級職でとどまっているという現状がございます。

保健福祉課の所属する一つの、例えば建設環境課ですと清掃センター入っていますけれども、そういった出先の部署というふうに現在では認識しております。管理的な最終的な問題、例えば父母からの要請とか、その最終的な判断、責任は現在主管課長である保健福祉課長が持っているということ。

ただ、子供たちを預かっていると、大事な子供たちを預かっているということも鑑みて、今後についてはその辺も踏まえて、町長のほうで判断されるということではないかというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

いや、それは話が全く論理的じゃないですよ。僕は所長が5等級でも4等級でもいいんですよ。7等級まで、上を切っちゃっていると、6等級で。7等級する、しないは町長の判断ですけども、6等級で切る根拠がないじゃないですか。外部だったら7等級なのかい、6等級どまり。そうじゃないでしょう。一表はだから上限はないわけですよね。7等級までいけるんですよ。

あなたが今出したあれだと、6等級しかいけないんですよ。そうじゃないでしょう、職員は7等級までいける。いけない、いけるは、それは任命権者の判断ですけども、それを6や5で切ること自体が、これは別表があれば別ですよ。何々はさっき言ったように任期付は幾らとか決まっていますよね。それならいいけれども、一表しかない中で、あなたは5等級どまりですよと言っている、これは本当にどこが根拠なのか。ないじゃないですか。採用のとき、あなたは5等級どまりですよと採用するんですか。やはり7等級まで上がる権利は持っている。上げる、上げないは町長の判断。

だから、何で6等級どまり——5等級どまりだったんですけども、1等級上げた。1等級上げるんじゃないなくて、7等級までいける権利を持っている。ただ、所長に関しては5等級以

上だと、主幹分じゃなくて、5等級以上が所長になれると。それはそれでやはりいろいろな経験とかものが必要なんでしょうけれども、普通の保育士が7等級までいける権利はあるんじゃないんですか。これ義務・権利の話で。侵害にあたるんじゃないんですか。根拠が示されていない。

じゃ、何の条例で6等級までしか設定できないんだという根拠を示してください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員の階級、職務の級については、一般職の職員の初任給、昇給等に関する基準の別表で定めております。その中で技術職、福祉職、これについては保育士とか保健師ですね、これについての職を定めているところでございます。今回、5級でとまっていた保育所の所長の職務を6級まで上げるという、この改正に基づいて上げる作業が今後必要になってくるといふふうに考えております。

先ほども申しましたように、最終的な事務、また責任については現在のところ、所の運用についてとは別なんです、最終的な責任は所管する担当課長が担っておりますので、それが7級職というふうな分類で現在は行っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは答弁になっていないって。最終的な責任を持つのは課長だというのはわかる、その上が町長だというのはわかりますけれども、責任を持つから7等級。上げる、上げないは町長の判断なんですよ。7等級まで上がれる権利は持っているわけですよ、持っていないんですか。それは所長になるのとならないのと、課長になるのと、それは別としても、御宿町で採用された一般職で、あるいはそういう主任介護とかいろいろありますけれども、それは7等級まで上がっていく階段はあるんじゃないんですか。階段外しちゃっているんですか。あなたの言い方は、保育士は5等級だったけれども、6等級まで階段を伸ばしたと。あの階段は上がっていけないの。途中で保育士は6等級だから、もうそれどまりだという話なんですよ。

じゃなぜと言ったら、条例で決まっているのか、規則で決めている。どちらが優先するんだと。あなたのは、課長が責任を持つから7等級だと、それは課長はみんな7等級でしょう。別に僕は7等級で課長にしろと言っていない。7等級の階段まで上がる権利はあるだろうと。上がる、上げないは町長の判断だと言っているじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 最終的に任命権者の町長が判断すると思われませんが、保育所、保育士に採用されて、その能力によっては任用がえによって7級職になるということも考えられ

ます。

また、今ご質問の中で保育士の、まして所長の責任が重いということについて、今後ご意見もごございますので、町長のほうでいろいろお考えになるということだと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 保育所の職員の権利に関する問題ということでご指摘でございますが、ご指摘についてよく研究してみたいと。ほかの自治体なぜ6級職にとどめているかということも一応参考に、精査・研究しながら今後研究します。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。瀧口。

ということは、今後検討していただけると。私は検討して、そういう形にしたほうが無難だという感じを持っています。ということで次に移ります。

そういう中でこの保育所ですね、これ土曜日にも営業していますよね、半日。これはどういう勤務体制で、今給与の話が出ていますけれども、これはどういう形をとっているのか。休日出勤なのか、正規の営業なのか。正規の営業とはおかしいんですけれども、週40時間という労働時間決まっていますよね。その中で調整しているのか、その辺をちょっと。その勤務体制をお聞きしたいと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 保育所はご指摘のとおり、例えば土曜日7時半から11時半、土曜日のほうも開所しております。これについては職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、公務上、運営上、特別の形態によって勤務する必要のある場合については週休日以外に割り振ることができる。

（瀧口議員「ちょっと聞こえないんですけれども」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の中で、公務上、運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日及び勤務時間を別に、要は月曜日から金曜日まで以外に割り振ることができるというふうに定めております。この中で勤務のほうを早番と遅番に分けて行っております。

そのほか、これ足りない部分については時間外を支給していくという状況の中で運用させていただいている状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 土曜日について答えていない。時間外とか早番、遅番じゃなくて、土

曜日もやっていますよね。もう何年とやっていますよね。この勤務体制ですね、今言ったのは。それはやりくりして週40時間の中でやっている中で、じゃ休日出勤になるのか。どういう形で土曜日の勤務した、これは労働で働いているんですよ。それはどういう体制でとっていて、町はこの土曜日の営業ですよ。これをどう捉えているのか。それに対して職員がどう対応して、どういう給与をもらっているのか、あるいはその手当ですね。それを聞いているんですよ。早番、遅番ではないんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 保育所において、延長保育もそうですけれども、土曜日の保育ですね。これについても割り振りでまずは考えていただいて、それでカバーできない部分については時間外勤務手当で対応しているという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口。

割り振りって何ですか。だから、土曜日を営業としているのか、していないのかと、正式にね。もっとずっとやっていますからね。じゃ、これは割り振りって何ですか。40時間の中で割り振っているという意味ですか。それに対して土曜日はもう営業しているんですよ、半日ですけども。それに対して給与面、手当面どうしているのかと、それだけの質問なんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 土曜日は、御宿保育所、岩和田保育所とも7時半から11時半まで開所しております。その保育の職員について極力割り振りというのは、週38.75時間ですから、それを1週間で割り振るということで、土日に休まなくても、通常、一般職員は土日休んでいますけれども、その公務上、運営の特別の形態によって勤務する必要がある場合については時間を割り振ることができるので、その割り振りとあわせて、不足する分については時間外勤務を支給して勤務をしていただいているという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 要するに40時間の中で割り振って、そこで営業していると。週休2日制なんですよ。40時間は普通にいけば、月曜日から金曜日で40時間ですよ。どう割り振るんですか。普通そうやって働くんですよ、週休2日制で。あなたたちもそうでしょうけれども。そうした場合、じゃ4時間分どこかで欠が出るわけですよ。割り振りできないじゃないですか。職員は普通ね、月曜日から金曜日までで40時間ですよ。じゃ割り振るって、何を割り振るんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） その1週間で38.75時間です、40時間じゃなくてですね、今の。その中のシフトで一旦は割り振って、それでそれでもどうしてもカバーできない部分、これについては時間外勤務を支給して勤務していただいているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） だから、職員は全部ゼロ歳児から5歳児まで見ているわけでしょ、それでいっぱいなんですよ。余っているんですか。そういう中で38.5と言いましたよね、そういう中で割り振っていくわけでしょう。どうやってその半日分、2人か3人かわからないけれども、割り振っていくんですか。じゃ、職員は途中35時間という金曜日まで。それであと半日分やれとか、そういう形なんですか。割り振れないじゃないですか。シフトを組めという話なんですよけれども、週休2日——課長、週休2日はこれは保障されたものですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 例えば、職員の中でも、例えば公民館等は土日は開いているということで、普通職員が月曜日から金曜日まで勤めているのが、業務上必要に開館しています。それを出てきた日は平日に休みを取らせるようにしている。それを極力割り振って、足りない部分については時間外を支給するということでもあります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○9番（瀧口義雄君） じゃ、サンデーオープンなんて割り振れば休日出勤要らないじゃないですか。あなた休日出勤つけているでしょう、そういう言い方すれば。それは矛盾があるじゃないですか。何でこれだけ職員がいて休日出勤つけるの、でしょう。それは当然38.5時間の中で振りつけていけばいい、言っていることとやっていることが違うじゃない。

それと、割り振るほど職員が余っているのか。そうじゃなくてやりくりして出ていて、それが時間外手当になるのかい。ちゃんとした休日出勤、これが営業として認めているのかどうか、あなた1回も答えていない。公民館みたいに月曜日が営業という全国的なものになっている——休みね。なっているという形だったらいけれども、土日営業しているというなら、これは全国的な形でそういうシフトはできる。御宿町は保育所が土曜日、どういう形態で役場の業務上どうなっているのかってまず答えていない、最初の質問に。これが臨時的なものなのか、恒久的なものなのか。公民館みたいに月曜休館だと、それで土日営業しているとはっきりうたってある。これはうたったのかい。最初の質問に答えていないから、こういう質問がだらだ

らと来ちゃうんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時28分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時52分）

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 貴重な時間をいただき、大変申しわけありませんでした。

先ほどの瀧口議員のご質問の中で、保育所は土曜日はどうなっているのかということでございますが、これにつきましては御宿町保育所の設置、管理及び保育所の実施に関する条例施行規則の中で、御宿町の保育所については、土曜日は7時半から午前11時まで保育時間とするというふうに定めております。このため、勤務時間という中で週38.75時間ですから、それを1カ月の中で割り振りまして、そこで役場の職員ですと土曜日になりますけれども、保育所の職員はそれが勤務日になっていると。平日の中で休みをとっていただくということで配置をしております。

それと、その中で、もしまた足りない部分については、時間外で支払うという対応をしているところでございます。

職員の配置が少ないというご意見もございましたけれども、臨時職員の対応とか含めて今対応しているところでございますので、この辺についても、保育所の職員の勤務状況を考えながら検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育園の運営に関しましては、本当に貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。それだけ子供・子育てに関心が高いということで、いろいろご助言をいただいているところでございます。

先般、子ども・子育て支援法が改正されまして、国の標準時間というものが11時間体制という形で示されておるところでございますので、そういった中で現在3月中に新しいシフトで、時間的な対応を試行的に実施してございます。

こういった中で、また今のご指摘の点、またご指導の点につきましては充分考慮しながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後もまたご指導いただきたいと思います。よろしく

お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そういう中で、それでは週38.5と。前から言われていることなんですけれども、あなたたちは1時間の休憩がありますよね。保育士は休憩がないよね。昔、能天気な課長と一緒に昼寝すればいいじゃないかというようなことを言っていた課長もいましたけれども、現実的に休憩とれないんですよ。この件に関してどう処理するんですか。

それと、今後は認定こども園という形で11時間保育という体制が、保育所ができればそういう形になっていくということで、4月からこの勤務体制を見直してもらわなきゃいけないでしょう。現実的に一緒に昼寝している保育士はいないと思いますよ。じゃ、この1時間、週5時間ですね。これをどうやって処理するんですか。現実的にあなた、ずっと承知していて手をつけなかった。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、休息时间、町では1時間ということで決めておりますが、それがとれていないのではないかとご質問だと思います。

これについては、保育所の休息时间につきましては一斉に、その業務の特徴により、職員全員が一斉に休みを取得することができません。職員同士のローテーションを工夫して取得のほうをお願いしているところでございます。

具体的に説明いたしますと、御宿・岩和田ともに午後、午睡の時間を2時間から2時間半程度設けております。お昼寝の時間ですね、この時間中は保育時間よりも保育士の数を減らすことができるということで、出勤している職員が交互に休息をとっているという状況です。そのための工夫としまして、御宿保育所ではホールに全園児を集めて午睡を行っている。そのため休憩時間を利用して、そのお昼寝の時間をして休みのとれる者はとっていただいている状況があります。

ただ、議員ご指摘のとおり、職員と同様にとれているかという問題もあろうかと思います。今後、やはりほかの施設等も踏まえた中で検討していかなくてはいけない問題だというふうには認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

認識が薄いようです。一堂に集めて、じゃ昼寝をさせると。じゃ保母は、あなたたちみた

いに外へ飯を食いに行っちゃっていいのかい。あなたたちは休憩時間、職場を離れているじゃないですか。じゃ、保母は職場を離れて構わないのかい。やはり中で拘束されているじゃないですか。同じ職員としてそういう形がとれないじゃないですか。別にとれとは言っていないけれども、この格差があるわけじゃないですか。じゃ、みんな外でラーメン屋へ行ってラーメン食っているのかと、1人残して。

そんなことは誰一人していない。認識が甘いんですよ、あなた。自分たちはそうして、ほかはそうしろと、それはちょっとえげつない話ですよ。じゃ同じにしてやってくださいよ、4月から。1人残して1時間外へ出ていいと、ね。それが同じ勤務体制じゃないですか、ね。あなたが出ていて、こっちは出られないと。1人残して出してやってくださいよ、4月から。そんなことできるわけないし、出る保育士は1人もいませんよ。いい加減なことは言わないでください。

次に移ります。任期付職員という条例が入っていましたよね。一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するというので、1月23日のお知らせ版で任期付職員を募集しますと、ちょっと読ませていただきます。御宿の観光資源である海岸・砂浜の魅力アップのため、年間を通じた海水浴場の利活用が課題となっています。ビーチを利用したスポーツや自然に触れるリラクゼーションなど、御宿の海の持つ楽しさや可能性が多くの云々と書いてあります。そういう中で即戦力となる人材を確保するため、任期付職員の採用を行いますと。そういう中で募集要件、観光活性などに関する調査・研究、海水浴場等、観光・レジャー施設の運営業務において10年以上の経験のある方ということで、観光事業立案に意欲のある方ということなんですけれども、これは採用決まったんですか。

それと、もし決まっていたら、じゃ今新しい改正案が出たら、年齢加算もあるんでしょうけれども、大体何級で何号俸ぐらいかと。ぐらいでいいですよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これについては応募ございまして、試験を行いまして、内定通知のほうを出しております。

今、給与のほうですが、係長程度の職種ということで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

3年間で大体、その職員費は3,000万円ぐらいという感じでよろしいんですか。もろもろ含めて、年間1,000万円ぐらいと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それほどはいかないと思います。2,000万円はいかないんではないかという認識ではいます。

（瀧口議員「保険等を入れてですか」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 3年間で2,000万円。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 超えても二千数百万円、100万円程度ではないかというふうな認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ということは三六、十八、六百五、六十はあると、全て合わせて。給与のほかに出ていくでしょう。そういうものは給与だけじゃなくいろいろなとありますよね、附随したものがね。それを合わせても2,000万円程度だと、2,000万円前後だということでしたら了解しておきます。

そういう中で、これを見ると、山の手が全然、この人は捨てられている話ですよ。海岸・砂浜、要するにビーチの癒しとリラクゼーション。じゃ山の手はというものが全然入っていない。最初から、要するにライフセービングとか、その辺のものの観光立案という形で、町全体を通した観光立案という感じにはとれないんですけれども、この募集文言からすると。全く中山間、海のほうとは別の感覚でこの募集をしているという感覚なんですけれども、田邊課長、どういう位置づけにするんですか、この人を。書いてありますけれども、今後どうやってこの人を使って、どういう観光立案をするんですか。

町長は公約で書いてありますけれども、観光に対していっぱいあります、あふれるぐらい。ほとんどできていないんですけれども。そういう中で、町長の公約を実現させるためなら、観光課で充分できるじゃないですか。

それともう一つは、御宿町も多士済々な人がいらっしゃいます。そういう人を、チームをつくることは可能だと思いますよ。政策提言を受けることだって可能だと思いますよ。今度は、創生会議は金使いますけれども、御宿町を熟知した観光協会、商工会、また宿泊関係、漁業関係、農業関係、本当にいっぱいいます、プロもいます。そういう人に対して組織化するという話がなかったじゃないですか。そのほうが全く多少の経費で立派な提案が出てくるとは思いますけれども、これは私のご提案です。

そういう中で、この人の位置づけをどうするのかと。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 任期付のお話ですが、確かに新たな海浜の利用ということで、それを主に考えたいと思ひまして、また前にもお話しさせていただきましたが、県と共同で新しいビーチの利活用ということで、欧米風のビーチの景観づくりなどを行っていきたくと思っております。

また、海浜でのスポーツ競技、先ほどライフセービングの話、議員さんもおっしゃられていましたが、こういうものを進めることによって、山の手の農家さんの産品などが使えれば、町全体で活性化が図れるんじゃないかと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 少し補足をさせていただきますが、この職員は任期付ということでございますが、観光の活性ということで海岸がある程度中心になりますけれども、やはり農業とか、観光全体を当然見ていただきます。事務職も少し、簡単に言えば伝票の関係とか勉強しながら、やはりマンパワーが不足していますので、こういったいろいろな外向的な外に向かってのいろいろな活躍と、内部的な事務処理も兼ねて私はやっていただきたい。面接のときもそのようなお話しはさせていただきます。

そういうことで、日ごろを通じて、また議会のときも議員の皆様方にいろいろとご意見・ご指導をいただいておりますが、観光振興というのは非常に御宿町まちづくりの核でありますので、この前一般質問の答弁をさせていただきましたけれども、海岸文化・ビーチ文化の充実、具体的には、例えばマリンスポーツの現在行っているライフセービング等のいろいろなマリンスポーツの内容の拡充と、また種目の拡大とか、そういったことも考えながら、とにかく御宿の海岸というのは非常に世界に誇る海岸でございますので、どうかこの方に十分に活躍していただいて、同時に一般の職員としての事務上、机の上でのいろいろな事務もしていただいて、観光振興を図っていきたくと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前段者の関連ということでは保育所の関係であります。最後のほうでちょっと議論になりましたが、いわゆる有給休暇の関係でありますけれども、本町、本年度末まだ若干残っておりますけれども、有給休暇の消化率はどのようになっているのか。

あわせてお聞かせ願ひたいのは、それでは保育所職員の有給休暇の執行率です。単的に

言って違うのか、違わないのかということなんですけれども。これはその都度決算では、執行率について伺ってきているところであります。近年は執行率が下がっているというような報告を伺っているわけですね。これは申すまでもなく100%とれるものと、要するに皆さん方労働者の権利だというふうに私承知しているところでありますけれども、そこが確保できるかどうかというのが一番大きい問題だというふうに思うんですね。そういう点でご報告をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、正確な資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶では一般職員含めて8.5日ぐらいの消化だったと思います。10日間はとれていないという状況でございます。石井議員の言うように、それは近年見て増えているという状況は進んでおらない状況でございます。

そのうち保育所の職員ということですが、大変申しわけありませんが、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 先ほど休憩をとってございましたけれども、まさに保育所の職員の身分の問題で、待遇の問題、身分の問題で休憩になったと思うんですね。これ審議できないじゃありませんか。議長、ちょっと対応してとってください。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大変申しわけございません。私どものほうの有給が、届け出の書類が現場のほうにございまして、ですから正確な数字をもらうには、ちょっと現場のほうと連絡をとって出ささせていただくという はルートはございませんので、審議の問題もございませんけれども、正確な数字はちょっとそれからじゃないと、今の段階ではちょっとお答えできない状況で、申しわけございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 言いようがありませんね、町長。そういうことで私たちに審議していただくでよろしいんですか。これは年度末もうぎりぎりじゃありませんか。一般質問でも職員の勤務状況について大きな意味ではご質問させていただいておりますので、審議できないじゃありませんか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 3時12分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） どうも申しわけありませんでした。

先ほど私のほうで1点訂正がございます。職員全体で8.5日ということでおおよそと伝えましたけれども、今手元の調査では、職員全体の有給の消化率が7.9、これは前の年7.5から7.9になっているという状況でございます。

そのうち、ご質問の保育所保育士の有給取得率は8.4日となっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

たしか20日間のうちのその日ですね。まだまだ率が低いということだと思います。

保育所については昨今、やはり心の問題ですとか、体の問題でありますとか、手厚い対応をとる子供たちが大変多いというふうになっております。そういう面では、法定数ではやはり私は対応とれないのかなど。それから、そういう面では前段者も発言をされておりましたけれども、昼食時ですよ。これは当然ですよ。いつときも子供目を離すことはできないと。逆に言うとう、それだけ手厚い対応を御宿町の保育所職員はとっていただいているということだと思うんですよ、町長ね。

やはりこういう人たちは、今まで別表ということで事務職員よりも安い表が昔ありましたよね。これじゃなくて、本来であれば職能、職級というんですか、ちょっと専門の言葉はわかりませんが、そういう形でやはり身分を保障していくということも今後検討していく必要があるんじゃないかと。町長もこれから新しい保育園を建てるということで決意をされているというふうになっております。

ですから、制度も4月からまた変わるということで今般も提案を受けておりますけれども、そうした中で新しい保育所、新しい体制、本当に全国からいい保育園だと、いい職員だと、御宿町の保育所に預けたいと、そういう保育所をつくっていいんじゃないですか、町長。そういう体制をつくっていいじゃないですか、町長。いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご助言ありがとうございます。肝に銘じて務めていきますが、休暇の取得率、また身分改善等、十分に検討していきます。よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それとあともう一点お伺いしたいのは、50代の職員のことについてでありますけれども、これいろいろ書いてあって、具体的にどうなのかというのがなかなか話を聞いてもよくわからないので教えていただきたいんですが。

1つは、給与として下がるのか、上がるのか。給与として上がるのか、下がるのか。これ保障されるというような言葉もあるわけでありましてけれども、いわゆる退職金、年金、一般的には生涯給与というふうに呼ばれているというふうに思いますけれども、その辺はどのようにこの改定で影響があるのか、ないのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回、若手の職員については別として、おおむね4級以上の職員について減らしていくという改正で総合的見直しが行われました。そのうち、今ご説明して27年3月31日にもらっていた給与が、今度は新しい給料表に変わります。そうすると、全体的に2%ぐらい下がりますので、仮に例えば30万円の月給をもらった職員については6,000円ぐらい下がっているということになります。

そのうち、かなり下がりますので、それは3年間現給保障するというので、だんだんその給与が上がっていくんですけども、3年間は今もらっている給料を保障するというのでございませぬ。その職員が年をとった職員です、高年齢の職員を中心に22人、そこに現給保障される職員がいるということになります。

そのうち、3年たってもそこまで達しない職員が8人、今の想定ですといます。例えば、今40万円もらっていて、それが8,000円減るわけですね、2%ですね。だんだん3年間上がっていくんですけども、55歳以上の職員というのは1つしか上がりませんので、上がっても何百円の年間給与が上がっていくということになります。そうすると8,000円まで追いつきませんので下がってしまうと、3年たった後にそこまで落ちるわけですね。ですから、退職金等も下がっていくということになります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

そうしますと、この現給保障とかが例えばありますけれども、例えば現給保障の部分というのは生涯給与に反映するんですか、しないんですか。例えば退職金などの計算の基礎数値ありますよね。それにわずかなのかもわかりませんが、その部分というのは、現給保障さ

れた部分が要するに最終的なたしか給与だったと思いますので、その額に入るのか、入らないかということですね。全体的には、40代から50代にかけて今般の、保障されても減額になるということでもいいわけですよ。いいというか、この条例そのものはそうなっているということですよ。もう一度確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 退職金制度の改正が今後どうなるかわかりませんが、今の段階では最後の給料、もらう給料ですね。それが主に退職金に反映させるということになりますので、例えば3年以内にやめた職員については、今もらった給料がそのまま押さえられるということになります。それを過ぎた、例えば55歳から60歳までになると3年過ぎますので、その職員については最後の給料が減るという想定が8人いますので、下がるということになります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第12号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第12号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正と同様、人事院勧告及び千葉県人事委員会給与勧告に基づき、平日深夜の勤務に係る管理職員特別勤務手当等について、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第10条の改正でございますが、「休日」を「祝日法による休日及び年末年始の休日」に改め、条文間並びに条例間の整合を図るものです。

次に、第11条の2、管理職員特別勤務手当に係る改正でございますが、第1項につきましては第10条の改正と同様、週休日及び休日について字句の整合を図るとともに、次項における略称規定の追加を行っております。

また、第2項につきましては、災害や漏水対応など緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に、管理職特別勤務手当を支給するため、条文中に支給要件として明記するものです。

附則でございますが、施行日を平成27年4月1日としております。

なお、時間外手当単価の算出方法や55歳超における減額措置の廃止、給料表の改正等につきましては、本条例第19条で委任する水道事業就業規則第21条及び第22条において、一般職の職員の給与等に関する条例を準用することとされておりますので、本条例における改正はございません。

以上で説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

第11条の2、管理職員特別勤務手当ということで御宿町水道事業、これ企業会計ということですが、本町におきましては建設環境課長ということで、いわゆる併任といいましようか、よくわかりづらいんですけども。

この管理職職員というのは、御宿町ではどなたがなっているのか。これ以外のものについては、先ほど審議した昇給を含めたもので対応ということなんでしょうけれども、この区分けというのは、現実にはどうやられているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまの水道事業の企業職員につきましては、予算書の給与明細書にもお示しをしておりますとおり、企業職員については現在3名の職員で対応しております。そのうち建設環境課のほうで水道事業のほうも所管をしておりますので、管理職につきましては、7級課長職と建設水道班としての班長が併任という形になっております。

管理職につきましては、一般職の職員の給与条例が適用されておりますが、企業会計のほうで支弁する場合につきましては、企業職員としての併任の辞令も出ておりまして、当然のことながら、料金徴収等についても企業の企業出納員としての併任の発令をしており、その業務にあたっては、その事業ごとに手当する会計を区分けしているところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

言葉を聞くとわかるんですけども、現実的にはなかなか見えてこないんですよ。時間も時間ですけども、例えば水道管破裂して工事しますと、建設課ですから、そういう面では図面を含めて全て承知をしているということなんでしょうけれども、それは誰が決めるんですかね。どうやったって、どっちがどっちだかというのもよくわからない話ですよ。それも含めて、勤務時間ってどこからどこまでがどうなんですか。

例えばですね、夜間だったら例えば漏水、これはもうわかりやすいと思うんですよ。じゃ日中ですよ、含めて。これそのものは休日等ということなんでしょうけれども、併任という中で事務をどういうふうに精査するのかと、給与をどのように精査するのかということについては、一般的に非常によくわからないということだと思えますね。というか、わかりやすいのかよくわからないんですけども、非常に不明瞭なんですけれども、その辺はどうされるんですか、現実的には。自分1人で、自分が7級職で自分が判を押すというか、言っていることがわかりますでしょうか。よくわからないので質問しているんですが。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまのご質問に充分かどうかはまたわかりませんが、ただいまの質問で、いわゆる1人の人間が併任をするということの中での各会計の区分けということでございますが、予算の措置上としては、どうしても月額給料制になっておりますので、どちらかの会計に予算上は支弁をしなければいけないような状況でございます。

そうしたことから、水道企業会計上の支弁としては、一般職員の3名を支弁しておりまして、班長、課長含め管理職員については一般会計の建設環境課のほうになりますので、土木費のほ

うで支弁をしているような状況です。

具体的に勤務の割り振りということで、何時から何時までがどこの勤務ということではなかなか明確に申し上げられないんですけれども、勤務時間の8時30分から5時15分の範囲の中で、課として事務分掌条例で示されている所管する全ての事務について、それぞれその事務に専念をするというふうな形で実施をしているところです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第13号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、議案第13号 御宿町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

平成26年6月13日に行政不服審査法関連三法、これは行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律、行政手続法の一部を改正する法律が施行されまして、このうち行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることとなります。

当町の行政手続制度においても、行政手続法に新たに設けられた規定を参考にし、当町の行

政手続制度における運用上の課題を整理し、より一層適正な行政手続制度の構築を図るため、行政手続条例の改正を行うものでございます。

改正の趣旨といたしましては、処分や行政指導に関する手続につきまして、国民の権利、利益保護の一層の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止の求めの手続の新設等を内容とするものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

1 ページをご覧いただきたいと思います。

目次についての改正でございますが、今回、第34条の2、第34条の3を追加することに伴う目次中第4章を構成する条例の変更及び第4章の2を追加するものでございます。

第1条において、行政手続法にあわせた条及び章の訂正をかけるものでございます。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

第2条についての改正でございますが、第1号については、法令の引用に際し法律番号等を追加し、第2号の追加につきましては今回、行政手続条例第33条第2項において、行政指導に携わる者が権限を行使し得る根拠として示すものが条例等を含む法令であるため、法令の定義を規定するもので、それに伴い、第2号以下を1号ずつ繰り下げるものでございます。

また、第3号、ただし書きの追加については、32条及び33条の2項について、法令に基づく処分全般を対象とする必要があることから追加するものでございます。

第5号につきましては、常用漢字の改定に伴い、「名宛人」の字句を改めるものでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

第3条については、改正法第3条の規定とあわせ、4章の2が追加されますので、改正を行うものでございます。また、第3号、第7号において、次条以降の処分及び行政指導における適用除外について、条例等から法令に改め、第7号においては先にお示ししたものと同様、「名宛人」の字句を常用漢字に改め、第8号についても「関わる」を常用漢字で字句を改めます。

3 ページから6 ページの第4条、13条から15条、22条、28条については、「名宛人」を常用漢字に字句を改める改正となります。

6 ページから7 ページにかけましての第33条第2項についてでございますが、改正法第35条の規定とあわせて、行政指導をする際の権限を行使するときに、相手に対し、法令の根拠とそ

の要件、適合する理由を示すことを追加する改正となります。

また、2項、3項については、項の追加に伴い1項ずつ繰り下げを行うものでございます。

また、第3項については、前項の書面交付にかかわる適用除外の中に、電磁的記録にされたものについて含めるものでございます。

7ページから8ページにかけて、第34条の2の条項の追加ですが、行政手続法に第36条の2が加えられたことに伴い、行政指導の中止等の求めにかかわる規定を追加するもので、法令違反の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が根拠となる法律または条例に適合しないと思う場合に、行政指導をした行政機関に対し、第2項に掲げる事項を記載した申出書を提出し、中止等を求めることができる旨を規定し、第3項において、この申出を受けた行政機関は必要な調査を実施し、適合しないと認める場合には中止等の措置をとることを追加するものでございます。

8ページから9ページにかけましての行政手続法の改正に伴い、条項を追加することとなりますので、章を追加するものでございます。

第34条の3の条項の追加ですが、行政手続法に新第4章の2、第36条の2が加えられたことに伴い、処分等の求めにかかわる章及びの条項を追加するものでございます。この条におきまして法令違反の事実がある場合、違反是正の処分や行政指導がなされていないと考えるときには、その権限のある行政機関に対し、第2項に掲げる条項を記載した申出書を提出し、是正のための処分や行政指導をすることを求めることができる旨を規定し、第3項において、この申出を受けた行政機関は必要な調査を実施し、その必要があると認める場合には、是正のための処分や行政指導を行う旨の条項を追加するものでございます。

附則については、法にあわせて施行日を4月1日とし、第2項において、御宿町税条例の一部改正を行うものです。これは、税条例6条の2において、行政手続条例の適用除外を設けているため、今回の行政手続条例改正の行政指導の方式における項の番号の移動が生じるため、附則において一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

この手続条例の一部改正ということなんですけれども、それでは33条の2、行政指導にという部分がありますよね。機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限

を行使し得る趣旨を示すときという形で、これが改正前にこういう事例があったかどうか。要するに行政処分云々という形のものが3月31日までにあったかどうかという確認なんですけれども、これに基づく。これは改正案ですけれども。3月31日まで、以前にこういう事例があったかどうかと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 処分を求めた、処分を示した事例はございました。

（瀧口議員「ない」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） ございました。

（瀧口議員「ちょっとあるのかないのかよくわからない」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） あります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

じゃ、事例があるとしたら、個人名とかそういうのがわからない形で、どういう事例でどういう形で審査し、決定していったのか。

それと、今後この改正案ができた時点で、どこがどうやって違っていくかということ、再度、異議申し立てをできると、34条の3ですよね。当該行政機関とは何かと。課長、わかったか。聞いていないだろう、しっかりしろよ。議長、注意しなよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これは今まで、例えば条例等に、町の条例規則における規定ですね。これについては、今調べている中では296件程度です。例えばどういうのがあるかということ、認可地縁団体の許可とか、そういったものがあつたり、児童手当の不支給、支給しませんよという措置のほうがあります。あとは、例えば情報公開条例の中で開示の決定をすとか、しないとかですね。それと、例えば公民館の設置及び管理に関する条例に基づいて、使用を許可すとかしないとか、そういった手続がございます。

それと、具体的にどう変わるのかというご質問でございまして、これは説明いたしましたけれども、要は33条、町の手続の33条の変更は、現行制度では、行政指導にかかわる者は相手方に対し、趣旨、内容、責任者を明確に示さなければならず、口頭の行政指導の場合で相手方から求められた場合には、支障のない限り書面を交付するということになっておりました。今回はこれに加えて、行政指導における権限根拠等の提示が義務づけされたということで、行政指導にかかわる者が許認可等をする権限、または認可等に基づく処分等をする場合に、権限をで

きることを示して行政指導をするときは、その権限の根拠となる法令、条例等の条項や、その規定される要件、適合する理由を示さなければならないということが加えられました。

それと今回、その次の手続条例34の2でございしますが、これは法令違反の事実の是正を求める行政指導を受けた者が、その行政指導が根拠となる条例に規定する要件に適合しないと考えるとき、思う場合は、行政指導をした行政機関に対して申し出を提出して、中止等を求めることができるのと新たに制度が加わっております。この申し出を受けた行政機関は必要な調査を行って、適合しないと認めるときはその中止の措置を行うということが新たに加わりました。

もう一点、行政手続条例の34の3の改正でございしますが、これは直接行政指導を受けた者ではなくて、誰しもが法令違反の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限のある行政機関に対し申出書を提出し、是正のための処分や行政指導をすることを求めることが新たに加えられました。この申し出を受けた行政機関は必要な調査を行いまして、その結果、必要があると認めるときは、是正のための行政指導や処分を行うということになります。

これについては、総務常任委員会でもご説明したとおり、何人も、誰しもがというのは国民以外でもいいのか、それと法人も含むのかということで当時ご質問をいただいております。これについても制限はないというのが法律の解釈でございまして、外国人でも申し出があった場合は原則受け付けるということになったということでございます。

(瀧口議員「質問に答えてないじゃん。話しているから質問に答えていないじゃないか」と呼ぶ)

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口。

要するに、他人でも、当事者でなくても、あらゆる人間、何人もそういう形がわかっただら、御宿町役場でそういう対応をとっていただけるような措置がとれるというのはわかりますけれども、私の言っているのは34条の3ですよ。当該行政機関とはどこを指すのかと。担当課になるのか、御宿町役場全体を指すのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 行政手続条例の中では、行政機関とは町議会を除く町の機関ということになっております。町の議会を除く町の機関ということですから、町長執行部もそうですし、教育委員会とか、例えば選挙管理委員会とか、そういった機関ということになっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そういう中で異議申し立てをした場合、じゃこれを審査・検査するのは第三者機関は入らないでしょう、入るんですか。自分たちが出した命令書に対して、あるいは是正書に対して、また戻ってきたときにまた同じ人間がやれば、それは悪いんですけども、全く新しい形のものがないじゃない。指導を出した人間と、これまたそういう異議申し立て戻ってきて、これじゃ透明性もないし、中立性もない。第三者機関を設置するような話もないですよ。私がずっと言っている話が、あなたたちずっと戻って、同じ人間が同じように答えているから、行政手続の話で新たな第三者の目が入らないじゃないですか。自分のやったことは認めたがらないのがあなたたちじゃないですか。で、第3項ですね。第三者機関の設定がない。将来つくるという話も聞いておりますけれども、じゃこの1年間どうするんだと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これは、先ほど冒頭に申し上げましたように、行政不服審査法関連法案が成立したと。その中で行政不服審査法と行政不服審査法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律、それと最後に今ご説明している行政手続法の一部を改正する法律に基づいて、その法律が成立したと。

27年4月1日の時点では、この行政手続法の改正に伴う行政手続条例ですね、それが一旦は改正されると。来年、28年4月1日以降は行政不服審査法の改正に伴う法令、条例整備が行われるわけです。

瀧口議員がご質問の、その第三者機関について担保してというのは、これは行政不服審査法の中で新たな制度として今度組み込まれるということになっております。そのほか、今まで審査請求できる期間については60日だったのが3カ月間に延長されると、そういった改正は全て、今のところは来年の4月1日から施行される行政不服審査法の改正に伴って、町の法令関係も改正していくということでございます。

今回は、行政手続法の一部を改正する法律に伴って行政手続条例を改正するわけですけども、行政手続条例の中で一旦そういった国民の権利保護の充実のための手続を一旦は整備するというので、処分を受けた者が訂正を求めると、またそれを知ったものが行政機関に是正を求めると、そういう制度を改正したことに伴う改正でございます。

瀧口議員がおっしゃる第三者機関については、来年4月1日からの施行が予定されております不服審査法の関係の整備に伴って検討されていくのかなということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口。

私も、その1年間ブランクがあると、審査に対してね。あなたたちがそれをどうやって運用していくかと。自分たちでやるしかないんだ、第三者機関はないんですから。これが出る前からその辺はわかっておりましたけれども、じゃどういう形でこれを適正に運用していくのかと、法律が改正されるまで1年間。その辺が問われるんじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回の法改正の趣旨が先ほど申し上げておりますように、事後救済の手続を求める行政不服審査法の改正に伴って、あわせて国民の権利・利益の保護・充実を求める手続を行政手続法で整備し、それを受けて行政手続法の一部改正を行っているわけでございます。この趣旨を充分認識して、当然是正の申出書があった場合、真摯に受けとめた中でやっていくと、処理していくということになろうかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第14号 御宿町保育所の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第14号 御宿町保育所の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、並びに児童福祉法等の法律の改正に伴いまして、町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、御宿町保育所の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

条例の表題部の変更につきましては、これまでの法律では市町村条例で定める事由により保育に欠ける児童については保育を実施することとなっておりますが、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正によりまして、市町村が保育の必要性を認定し、保育の利用を調整する内容に法規定が改正されたことによりまして、現行の町条例中の「保育の実施」とあるものを「保育の利用」に改めるものでございます。御宿町保育所の設置、管理及び保育の利用に関する条例という表題部に改めさせていただくものでございます。

第1条も同様に、下線部を「利用」に改めます。

第2条及び第3条は変わりございません。

第4条は、今回の児童福祉法の改正により、町条例で定める事項ではなくなり、子ども・子育て支援法の施行規則で定められることから、本条例の委任部から削除となりました。

次ページをご覧ください。

第4条削除により、第5条及び第6条の条立てが、改正後は第4条及び第5条に繰り上がります。第5条の入所におきましては、不慮の場合を考慮し、第2号にその他を追加しております。

第6条保育料につきましては、児童福祉法の改正により、保育料の徴収根拠が同法から削除され、町条例で規定するものでございます。

第2項では、保育料の額の基準を国の参酌基準により、子ども・子育て支援法に定める基準としております。

第7条、第8条、次ページの第9条は、改正前の第4条の削除により条立てが繰り上がるものでございます。

附則は、この条例の施行日を平成27年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

保育所の設置、管理及び実施に関する条例の一部を改正する条例ということでありますが、ただいまご説明もありましたが、国は保育の実施から利用に改めるという中で、少なくない自治体で要するに民間に全て保育所を委任すると、要するに行政そのものが保育を実施しないというところがあるように伺っておりますが、本町は本条例を見ましても、引き続き町の責任において保育所を運営するという内容だというふうに理解をしております。

その中で幾つかお聞かせ願いたいんですが、保育料でありますね。第7条でありますけれども、この内容が大きく変わるわけでありましてけれども。町長もご承知ながら、なかなか御宿町全体的には所得水準の低い状況だろうというふうに思います。また、働くお父さん、お母さんにつきましても同様であろうということは私も理解をしておりますけれども。

そういう中で、先ほども新しい保育所建設に向けて、その内容も私は充実すべきではないかというご提案も申し上げたわけでありましてけれども、この保育料についてはどのような考え方をしていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、国の標準時間の考え方から申し上げたいと思います。

現行、子どもが保育をしている時間というのが15時30分まで、7時半から15時30分までという形をとっておりますが、それ以後につきましても、職員のいる5時15分までは一定の保育料の中で保育をさせていただき、それ以外は時間外料金をいただいているというところでございます。

国が今回、標準時間の位置づけといたしましたのが、7時半から18時半までの11時間を標準時間とするという形で定めたものでございまして、この国の基準の保育料の基準額というものでございますが、3歳未満児と3歳以上児、この2つに分かれるわけでございます。階層的には8段階までございまして、第1階層、いわゆる生活保護のところは現在ございませんが、第2段階の非課税世帯、こちらにつきましても今子どもが6,500円です。国の示すものが9,000円でございますが、子どもは現行の6,500円という形で設定をさせていただきたいと思っております。いわゆる2番目ぐらいと申しましょうか、所得課税額が4万8,600円未満になりますと1万3,000円、国が1万9,500円ですので、現行の保育料自体が国の基準よりも低目に設定してございまして、現行の標準時間外についても、基本的には今の保育料のままで据え置いたまま

でいきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

了解いたしました。それと、ここには具体的なものは載っていないわけでありましてけれども、いわゆる保育所設置の内容で若干質問させていただきたいと思えます。

いわゆる給食というか、食事の関係ですね。一般質問でもさせていただいて、一般質問では学校給食のことについての事務をお尋ねいたしましたけれども、学校給食も他町との関係ではもう全く違ふと。私も御宿町で育っておりますので、他町の話だと、例えば給食にもう冷たくなつたものが出ています。真冬でもそういうものが出てくるという中で、御宿町はもうやけどするぐらい熱いものが出てくる。おいしいと、残渣も少ないというふうになっておりますし、私も子供時代、そういう給食をとらせていただいたということはまだ記憶に残っております。

学校教育の内容も、すばらしい学校教育もされておりましたけれども、給食においても御宿町は他町に秀でた、特に全国的にも早い段階で給食を行っていたと思うんですね。スクールバスもあったわけでありまして。当然、保育園バスもあったわけでありまして。そういうものも近隣に比べまして非常に早い段階で整備をされて、いわゆる働くお父さん、お母さん、民宿も含めてでありますけれども、行政として積極的な支援をして、高い行政効果、要するに子供たちの育成をされていたというふうになっております。

そういう面では、今度新しくつくる保育所もそういう観点から食育も含めまして、やはり新しいものをつくっていくという中で、より高いものを目指すと。お金の限度もあろうかと思えますけれども、ぜひそういう面も留意されて、今後多分設計に入っていくんだらうというふうになるわけでありましてけれども、その辺の考え方等について伺いたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ありがとうございます。学校給食も、御宿のお米が出るというような前向きなお話がありました。私どもはやはり小さなときから子供たちが食に関心を持って、将来的にはお父さん、お母さんになるわけですので、やはりその施設内に目に見える中で食事ができたり、提供できたりという過程、そういったもの、また地産地消といいますか、地元の食材というものも観念に入れながら、やはり適正な、またおいしい給食を目指していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第15号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第15号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

今回改正いたします御宿町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険事業計画による第1号被保険者の介護保険料の額の改正をするものでございます。

介護保険事業計画は、急速に進む高齢化率や介護保険需要に係る保険給付費及び介護予防に係る事務等を計画的かつ円滑に実施するため、3年ごとに見直しを行うことが介護保険法によりまして定められております。発足から15年が経過いたしまして、平成27年度、いわゆる来年度から第6期の介護保険計画がスタートするわけでございます。

介護保険料の算定につきましては、実績により推計しました保険給付費と予防支援事業に対しまして第1号被保険者が負担する割合を算出いたしまして、第6期の3カ年分を積算したところでございます。1年間の保険料の基準額が現行の保険料の基準額の約10%増、基準の段階から申し上げますと、5万2,800円という形で旧の第4段階でございますが、新しいのでは第5段階ですが、5万2,800円。一月当たり現行の400円増の4,400円という形をとらせていただ

きました。高齢化や施設利用の増加によるものが要因となっております。

この基準額をもとに、所得段階ごとに保険料を算出いたしました。積算の基準及び根拠につきましては、第6期介護保険法に基づく計画に基づくものでございます。

次ページの条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。

改正後の第2条第1項の保険料の事業年度でございますが、介護保険法で定める3カ年の平成27年度から平成29年度となっております。

第1号から第6号までの従来基準が、介護保険法の見直しにより所得割合に応じてさらに細かく区分され9段階となりました。基準額で比較いたしますと、改正前の第6段階ですと、第4号の年4万8,000円が、改正後は第5号の年5万2,800円となります。1カ月当たりの基準額で400円の増額となっております。

各号に規定する保険料は、各段階の割合に応じた額となっております。

第2項は、非課税及び生活保護受給者の保険料の減額措置でございます。社会保障と税の一体改革に基づきまして消費税が8%になったことにより、国の低所得対策として27年度におきましては、第1段階の被保険者の保険料について軽減措置が講じられるものでございます。基準額に対する割合が0.5としているところを0.45に引き下げ、月額1,980円、年額2万3,760円とするものでございます。

第3条及び第4条第1項、第2項につきましては、改正はございません。

第3項は、生活保護法の改正に伴う規定条文の振りかえによりまして、各条文の表記の訂正を行うものでございます。

以下、条文については訂正がございません。

附則第7条第1項は、国の規定する介護事業につきまして、第6期介護保険計画により、平成29年4月1日から実施するものでございます。

第2項の認知症予防対策事業は、平成28年4月1日から実施するものでございます。前項と同様に、国から指定されました事業の実施期間を条例に盛り込むこととしております。

附則第1では、施行期日を平成27年4月1日と定め、第2では保険料適用を平成27年度から適用する旨を明記いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護保険料の一部を改正する条例ということではありますが、今般の改正では6段階のものを9段階ということで、広げるということでの説明というふうに承りました。それから1号被保険者につきましては、今般の減額ということで改正前よりも負担は3カ年においては下がると、御宿町においてはという提案だというふうに受けとめております。

ここでお聞きしたいのは、改正前でありますと、1段階、2段階、この保険料が同じく2万4,000円になってございますよね。1号、2号というんでしょうかね。その場合、この新しい9段階においては所得区分だと思いますけれども、それはどの辺になるんでしょうか。要するに、1段階、2段階におきましては同じ金額であったわけですから、いわゆる3段階以降、改正後でありますと、もう2段階目から多分改正前の3万6,000円ですか。10%引き上げたとしても、それを超えた額になるのかなというふうに思うわけでありましてけれども。その世帯数というか、保険者数ですよね。その差異がどうなっているのかということで資料があれば、ご報告をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 1段階から9段階まで今回細かく、幅広く段階を区分するという形にしているわけでございますが、第1段階におきましては生活保護の受給者、そしてまた世帯全員が町非課税で老齢福祉年金を受給している方、また世帯全員が町非課税で、本人の課税年金額と収入額との合計、所得金額の合計が80万円以下の方というのが第1段階という決め方をしております。

第2段階におきましては、世帯全員が町非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得の金額の合計が80万円から120万円以下の方ということで、この辺が先ほどの前段の第1号との区分けになるわけでございますが、こちらの方々の構成比が全体としては、新しい保険料では28.3%となっております。

3カ年の見込みとしましては、第1段階の方が754名、第2段階の方が258名という数値を私どものほうで推計をしております。

標準基準の第4段階、1段階から4段階までを総数的に平成27年度で見ますと、全体の第1号被保険者が3,572人という数で見えておりますが、4段階までが1,827名、そして5段階以下9段階までが1,745人ということで、基本的に第1段階から第4段階までの方が非常に多くなっております。いわゆる年金生活の中で、議員ご指摘のように所得の低い方が多く見られるという数値を想定してございます。

そういった意味では、9段階に分けたことによりまして、さらにきめ細かい保険料の積算に

なっていると思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

基準額といたしまして、先ほどの説明では4,400円ということで、たしか1月末の厚労省の試算では5,500円という報道がありましたが、600円。いずれにしろ、本町よりも大分高い金額だというふうに思っております。

そういう面では、これそのものが3カ年計画になっていくわけでありますから、御宿町としては、やはりこれまでの計画ですよね。その辺の精査の仕方、あと運用、そういう中でいわゆる元気なお年寄りということですよ。それはもうこの間の行政の効果が1つあるのかなというふうには思うわけであります。

しかし、今回の9段階の中でこれまでの6段階をそのままということではない、要するに上限のほうですよ。いわゆる6段階の方がちょっと計算をしてみましたところ、1カ月の基準額が7,480円ということで、これまでの6段階の方は6,000円だったというふうに思いますので、そういう面ではやはり所得の多い方はかなりの負担をしていただくということが、一方で今回の9段階というものはあるのかなというふうに思っております。

お聞かせ願いたいのは、いわゆる保険でございまして、保険料を払ってやはりきちんと受給できるのかという中では、今般の改正では要支援1、2の介護給付の打ち切り、それから特養ホーム等におきましては要介護3以上というようなことが言われております。これまではさまざまな中で町の意見と申しまししょうか、具体的なきめ細かな調査、実態調査をしていただいて、それを審査に反映をしていただくという対応をとっていただいた中で、さまざまなサービスの受給をしていただくという形があったやに伺っておりますが。そうしたものも踏まえまして、今般のこれ、他町から比べれば負担は低いということではあろうかと思っておりますけれども、やはり保険料を払っているわけですから、必要な給付が受けられるのか。

それから、審査を受けて、必要な階層になったとしても、残念ながら所得との関係の中で100%のサービスを受けないということも実態ではあろうというふうに思いますので、その辺も含めまして今後の運用、具体的な計画も後日提案されるというふうに伺っておりますけれども、基本的な考え方について伺ってまいりたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに全国平均からいたしますと、今のところ厚生労働省の見込みは6,000円超しが3割程度いるだろうと。今、全国平均が5,000円でございますので、そ

れよりもさらに御宿町のほうは安くなるということでございますが、やはりこれは施設が私どもにないということもございますけれども、それだけ元気なお年寄りがいらっしやる。それにはやはり更なる予防事業が一番大事だろうという議員からのお話だろうと思います。

確かにそのとおりでございまして、私どもも予防事業を展開しながら、やはりいつまでも健康で在宅でというような国の考え方もございますが、そういうものに沿ったものを明日の計画の中でまたお話しさせていただくだろうというふうには考えてございます。

ただ、そうは申しましても、前年度状況でございますが、567名という要支援を含めまして全体で介護認定を受けている方が567名という現状は、実際にはあるわけでございます。その中でやはり要支援、あるいは要介護1から3までの方というのが400名近くいらっしやるわけで、介護3以上というのが、その残りの200名近くということになるわけでございます。そうなると要支援、介護1、2の方はどうするんだというご質問でございますが、これにつきましては、今の数字の中でやはり介護1、2あるいは要支援の方々が非常に多ございますので、やはりそういった意味では地域支援事業というものを徹底していかなきゃいけないこととなります。

明日もお話ししますが、地域支援の中でいわゆる介護になる方たちの事前調査をさせていただいております。今までは2次予防である程度のそういう目安といいますか、65歳以上の方で今まで支援とか何かを受けている方を対象に通知を差し上げていましたが、それをさらに今回から広げまして65歳以上の高齢者の方全部にアンケート調査なり、介護の必要性があるのかどうかの調査をかけながら、いわゆる幅広く予防事業の底を広げまして、その方たちにさらに支援を加えていく。支援を加えることによって介護予防につなげていくというような事業展開を考えております。

そういった意味で、それがこれからも介護予防にかかる場合の段階が大事ですから、充分注意しながら全体の町民の健康状態あるいは高齢者施策というものは考えてまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第16号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、議案第16号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害を初め、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命・身体及び財産を脅かす災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤する住民の増加等の社会経済情勢の変化等によりまして、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。

また、このことに鑑みまして、地域防災力の充実・強化に関し、基本理念を定めた消防団を中核とした地域防災力の充実・強化の法律が施行されております。また昨年9月10日には、知事より県内各市町村長に対し、消防団の処遇の改善の要請が参っているところでございます。

今回提案させていただきます改正案につきましては、このような諸情勢を改善すべく、地域防災の中核を担う消防団の強化を図るものでございます。

具体的な条例改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表の1ページですが、消防団員の確保の観点から、団員の任用について第3条第1項中、本町に居住する者だけでなく、本町に居住し、または勤務する者、町内に勤務している者も消防団員として活動できるように改めるものでございます。

続きまして、第13条の見出しを「給与」から「報酬」に改め、国の消防団員処遇の改善に基

づき、報酬の年額を増額するものでございます。金額につきましては、近隣自治体消防団の状況を踏まえ、団長は10万4,400円を11万4,900円、副団長6万8,800円を7万5,700円、本部長6万8,800円を7万5,700円、指導部長5万800円を5万5,900円、救護部長5万800円を5万5,900円、同じく分団長も5万800円から5万5,900円、副分団長を3万6,900円から4万600円に、部長を3万1,200円から3万4,400円、班長を2万8,500円から3万1,400円におおむね10%の増額をし、団員につきましては2万3,100円を、県内の団員の平均年額報酬の2万5,500円以上引き上げるを基本に、消防団活性化委員会からのご提言を受け、団員については21%増額の2万8,000円に増額するものでございます。

また、第13条の表中、出場報酬、訓練報酬、警戒報酬、技術報酬及び旅費の額を、消防長の判断を受け、第14条の費用弁償に改めるものでございます。

費用弁償につきましては、出場、訓練、警戒、技術としまして、団員1回の出場に対し、同じく近隣自治体消防団の状況を考慮し、2,000円の費用弁償を支給するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

3.11を受けて地域防災力の強化という中で、法律が25年12月と、それと団員の強化が23年10月と、県知事の指導があったということで、なぜ今まで改正しなかったのかと。3.11、4年たっていますよね。これが一つの問題だと思うんですよね、何で今になっちゃったのかと。この改正、何年前だったのかというのが1点。

それと、交付税の算入が総務省からあると、消防関係のね。じゃ、これ26年度はどのぐらい算入されてきているのかと、とりあえずその2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 以前の改正の時期ということで、これについては13年4月1日に改正をして、現在に至っております。このときの改正は、団員の報酬2万2,000円を2万3,100円、1,100円の増額。また、そのときの出場報酬1回につき800円を900円、100円の増額という状況でございます。

ご指摘の点、活性化委員会でもご指摘をいただきました。なぜこの間改正をしなかったのか、重々反省をしております。

また、交付税については、10万人都市で団員500人だと思いましたが、1人当たり3万6,000

円補助されているという認識でございます。

ただ、御宿町8,000人の人口でございまして、小規模の団体については、その算定上多少上げられると、1万2,000人ぐらいの人口で計算することになると思います。そうすると、10万人で団員500人が基準ですから、1万2,000人、小規模補正が入ってやったとしても、80人いかなかったと思います。80人分ですね。御宿町に対して交付税としては80人の消防団員の交付税が算定されるという状況でございまして、現在、遅くなったのは別としまして重々おわびしますが、これによって御宿町はいろいろな報酬、また手当ですね。出場の費用弁償を入れて予算的には1,277万3,300円、前年度と比べて242万2,600円の増額となると見込んでおります。交付税では10万人規模が一つの目安になりますので、町の支出としては交付税以上、そのほうには支出しているという認識でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

おっしゃるとおり、団員報酬、単価交付税3万6,500円ですね。出動手当が7,000円と。幾ら入っているのか答えていないじゃないですか、交付税が。それは後で答えてください。

そういう中で、13条から14条に費用弁償に移っていったと。これが新年度予算に、今見せてもらって載っていますけれども、それがどのように反映されたのか。1,100円アップになりましたよね、出場手当が4つね。4つというのは出場、訓練、警戒、技術、これが1,100円ずつアップで2,000円になりましたよね。これが前は900円だったんですけども、どう反映されたかと新年度予算に。

それと、費用弁償は、報酬から費用弁償に変えたのは節税という話の説明を受けておりますけれども、5万円以上が確定申告あるいは源泉徴収が必要だということは担当課のほうから聞いておりますけれども、実質的に、報酬のほうはぱっと載っていますからすぐわかりますけれども、この14条に移ったのがどうやってこの新年度の計算が出てきたのか。ちょっとその辺。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご指摘のとおり、消防団員の報酬……

（瀧口議員「報酬はいいよ」と呼ぶ）

○総務課長（木原政吉君） これについては、5万円以上については課税になると、ご指摘のとおりでございます。

ただ、本来は非常勤の消防団員が支給を受ける手当については、その職務を行うために要した費用の弁償ということで、例えば出場手当等については非課税で本来あったということ、

今までの条例の中では町側のミスですが、紛らわしいといいますか、本来報酬じゃなくて、手当であるべきところを報酬として位置づけてあったと。それは消防庁のほうに見解聞きまして、これは費用弁償が適切であるという解釈と、また所得税の基本通達、国税庁の通知を見まして、はっきり分けたほうがいいということで、今回条例の整備をさせていただきました。

今までは、1回につき900円だということであったものを、2,000円に1回につき上げました。これは近隣夷隅郡内の状況を見た中で上げさせていただいたということで、予算的には、出場報酬については予算上は7回、積算上。これは火災が3件、それと台風、土砂災害、出初め式、あと捜索、これの計7回を予算上見ております。

また、訓練については3回。消防団の統一訓練、防災訓練、防火デーの出場の3回を予算上は見ております。それと夜警については、本部については7回。年末年始の夜警7回と、分団については毎月夜警をやっていますので、それと年末の夜警、これの18回と風水害があった場合、また花火大会に出場を予定していますので、合計20回の予算を今回入れました。そのほか、技術報酬については、操法の統一訓練の前の訓練、操法の現地訓練等で見ております。

例えば、この予算で何回ということ予算上見ておりますが、仮に火災・台風等が発生した場合、回数が多かった場合は、当然事実上出た内容を見まして、場合によっては補正をお願いするということになるかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ラッパ隊が消えちゃっているんですけども、新年度予算に。ラッパ隊は廃止したんですね。26年度は載っていますけれども、27年度にはラッパ隊の報酬ですか、載っていません。見落としたかなと思うんですけども、それをちょっと確認しますけれども。多分載っていないと思いますけれどもね。それはそれとして。

この手当に関して、26年度はどういう支払いをしたのか。団員に予算によって支給すると。あなたの計算のおかしなところは、これ26年度ですから900円ですよ。900円を、じゃ例えば消防出動費ですね、108万6,000円。これでやると1,170人分出ているわけですよ。これいすみ市だけが分団に払うということが書いてありますから、これ分団に払うと、いすみ市は。御宿町は個人に払うと、団員に払うという規約になっていますから、これを900円で割ると、一人頭、じゃ消防団の出動手当だと26年度で1,170人分なんです。これ1,170人分を今度は1,100円アップしたから、2,000円掛ければ、単純にいても142万円では足りない。27年度の予算でいくと、700人分しかないんですよ。あなたは団で計算しちゃっているんですよ。これ

個人に払うんですよ、計算式が違いますよ。

例えば、訓練ですね。訓練は2,097人分ですよ、26年度予算は。今年は592人分で118万円ですよ、全く違いますよ。根拠がない。あなたが言っていることは回数で言っている。回数でどうやって計算するの。条例自体が間違っていて判断していますよ。

警戒は、前年度が900円であるから1,756人分です。今年は1,568人分です。おかしいんじゃないですか。技術も、前は440人分、今回は37人分ですよ。計算の根拠が違うんですよ。あなたは、これは条例どおり、団員に支給すると。いすみ市は部に支給するという形になって、計算式が違うんですよ。基本的な考えが間違っているんですよ。13条も14条も、予算には団員に支給すると。あなたは団に支給する計算でやっているから、こんな話になっちゃうんですよ。全く計算式が違いますよ。基本的な考えが間違っているんですよ。

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

（瀧口議員「いいですか、議長」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そういう中で、条例に基づいたね——僕は2,000円でも上げるのは賛成なんですよ、もっと早く上げるべきだと。そういう中で前年度と今年度、条例ですから、そういう形で2,000円に上げるという形の計算式だったら、私の言ったような計算式になるわけですよ。ラッパ隊も見落としていると。これ解散したのかと思ったら、公民館で今度やるようになってから。そういう中で、この26年度と27年度、報酬から費用弁償になるのは、それはそういう税の中でのよろしいと思いますよ。

ただ、あなたが新年度予算出したのは、前年度、またその前の25年度と見ていくと、値上げした分がそれに反映されていないんですよ。違う計算式をやっているんですよ。個人に払うも

のを団で1回、2回とやっていると。そうじゃないでしょう、あなたがつくった条例ですよ。それじゃ、上の13条の団員は予算に基づいて、それはカットすべきですよ。そうしたら、この計算式で成り立つと思うけれども、条例はそうじゃないんですよ。条例に基づいた計算式をしていないから、こんな数字が出てくるんですよ。値上げした意味がないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 4時53分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時33分）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そういう中で、この報酬の改正に関してはぜひ早目にという形で、最初から言っているように賛成の考えでございますので。

それともう一点、これは町長にちょっと今後の話なんですけれども、行政区でも消防団に補助しています。地域の住民も協力費という形で、金額は各区によって違いますけれども、消防に協力費を出している。

それで、なぜこういう話が出てくるかという、長い間、消防団が結成された今日まで一番大切なものが抜けているんですよ。いろいろと補助は出して、報酬、費用、あと施設整備、消防車とかあるんですけれども、人が動く中の一番大切な組織活動費というのがゼロなんです。だから、予算上こういっちゃっていますけれども、1年かけて各分団に組織活動費というものをぜひとも給付していただきたい。

それと同じように自主防災組織、自主と言いながら、ほとんどが行政区の役員がスライドして、自主という形ですけれども、行政と綿密な関係を動いていって、新たな第2の消防団とまでは言わないんですけれども、それだけの活動をしているという中で、備品の支給とか、そういうのがございますけれども、また古くなった、最初のころのはもう全く古くなっていますから、そういう更新も兼ねて、自主防災組織に対しても金額の多少はあるでしょうけれども、来年度で結構なんですけれども、ぜひ検討していただきたい。町長、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員さんから2つのご提案いただきましたけれども、消防団

活動に際しての組織活動費ですか。これはやはり消防団のあり方、実態にかかわるものでございますので、よく研究させていただいて検討したいと思います。

自主防災会については、本当にいろいろな災害の場面でも、共助の精神が今発揮されております。そういう中で、各自主防災会の実態の把握とともに、検討するところは検討したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前段者と同様な意見もあるわけでありますが、この今の条例改定であります。第13条も、例えば団長が11万4,900円ということで、説明にもありましたけれども、年額ですよ。ですから12で割ると1万円にも満たない。団員においては2万8,000円ですよ。これ全国標準とか何とかというような話もありましたけれども、常備消防予算のほうを見ますと、単純比較じゃありませんけれども、全体予算の中では消防団10分の1だと思うんですね。今の夜勤の方、朝帰ってくる方、いろいろな勤務状況が昔と全然違いますよね。昔は農家の方とか商売やっている方と。そういう面では、具体的事例を申しますと、過去だと例えば漁師の方はなかなか就業状況の中で団には入られておらないということも、その中であったわけじゃありませんか。

そうした中で、前段者の提案もありましたけれども、やはり本当に活動しやすい状況。特に夕方もうぎりぎりまで仕事をやって、そのまま夜警だとか訓練に入る状況があるわけですよ。はっきり言って夕食もとっていないわけですよ。そういうところを、区の地元では応援をしたいということで、消防後援会など含めて、さまざまな状況の中で消防団の応援をしているというのが実態だと思うんですね。

そういう面で、その辺のところを御宿町として今後どうするかということでは、たしか活性化委員会ですか、そうしたものを設置されているように伺っております。たしか、これは議員のほうも多分そちらのほうに委員になっているというふうに思いますので、充分その中で議論をしていただいて、やはり消防団の待遇改善へ向けて働きやすい、そういう環境づくり、働きやすいと申しましょうか、活動しやすい、そういう環境づくり。

それから、人員についても、今、区長さんにもお願いをしながら団員確保、これをしているわけですよ。予算のほうもありますけれども、大体この程度を出動とするということじゃなくて、全員出動手当も予算に組んで、3月31日まで何が起こるかわからないわけですよ。そのまま残った予算流したっていいじゃないですか。だから災害については、例えば名目予算で

1,000円のせるべきだって随分前に提案して、今は名目予算載せていただいていますよね。そういうことなんじゃないですか。

だから、これで足りているとは思いませんけれども、出る出場人数の団員の想定じゃなくて、100%。そうしなかったら、我々も消防団員になってくれって言いに行けないじゃないですか、区長さんも言いに行けないじゃないですか。そういうことを言っているんだと思うんですよ。そういう予算づくり、そうすれば説明できるじゃありませんか。それでなくたって、この程度のお金で消防活動やっただいただいているんですよ。町長も一番最初に提案のときおっしゃられましたよね。真っ先に命をかけて、家族を顧みず活動されているのが消防団員だと私思っております。そういう方たちにせめてもの思い、町の思い、これが私は大事だと思いますので、その辺のところをぜひ酌み取っていただいて、予算の組み立て方含めてやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。貴重なご提案、ありがとうございます。防災政策の拡充・充実ということで、消防団の待遇の改善ということでございます。まさに3.11以降、防災政策を充実していくと私も公言いたしておりますので、十分に検討させていただきます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日13日は、午前9時30分から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時42分）